

【佐藤浩雄議員】

それでは、財政問題についてお伺いいたします。

最初に、国の裁量的財政政策に対する知事の認識についてお伺いいたします。

最近、生活相談のほとんどは、介護保険の食事代と施設費の自己負担増による相談です。請求書を見ると25万円も請求されており、大学生の子供をやめさせるとか、退園させて引き取れば生活ができなくなるとか、深刻な相談ばかりです。さらに、定率減税の廃止が始まり、最終的には3兆3,000億円の増税となります。また、70歳以上の高齢者の医療費の自己負担が値上げされ、障害者の食事代や施設費も自己負担となります。

一方、日本銀行白川理事の国会証言によれば、日本銀行のゼロ金利政策と量的緩和策による家計が失った利子収入は304兆円であると証言しており、家計が膨大な損失をこうむっていることが証明されました。その上、裁量的財政政策による国・地方の公債残高を見ると、約500兆円増加しており、そこに国・地方の毎年の税収、約75兆円以上をプラスして考えると、公共事業動員策により投入された財源は天文学的数字となり、財政危機の本質が裁量的財政政策にあったことが証明されています。また、企業・銀行にあった膨大な不良債権を国・地方自治体財政に計画的に移しかえる政策が裁量的財政政策であったことも証明されるのです。

こうした国や地方自治体の危機的財政をつくり出したのは、資源配分を誤った公共事業動員策による財政の経済安定化機能の暴走によるものであり、赤字国債や地方債を財源にした景気対策が何十回と繰り返された異常な日本の裁量的財政政策を総括することなしには、財政を健全化することはできません。

知事は、バブル崩壊後の裁量的財政政策に対してどのような御所見をお持ちか、お伺いいたします。

次に、低所得者層や高齢者への増税、健康保険・介護保険負担増に対する知事の認識についてお伺いします。

異常な裁量的財政政策の結果、国・地方の債務残高は2006年度で対GDP比170%、775兆円にも達し、債務超過額を返済するのに250年以上かかるという世代間負担の不公平、資源配分の時間軸上の誤りが歴然としております。さらに、サラリーマンは解雇されたり、非正規雇用者に切り換えられたわけで、賃金の低下と失業者が増大し、生活保護世帯が急増し、毎年自殺者が3万人を超えるという厳しい現実が続いていったのでございます。

こうした大量の低所得者層の出現は、格差社会を生み出し、低所得者層の子供の学力にまで影響が出始めるという深刻な事態を生み出しています。まさに日本は、将来に、未来に希望の持てない国家になったのでございます。こうした現実を直視するならば、裁量的財政政策を直ちにやめ、財政の所得再配分機能が発揮できるようにしなければなりません。

ところが、政府は、国家財政危機の元凶が高齢者の介護・医療・年金などの福祉政策にあるような宣伝を始めています。バブル崩壊後、最大の犠牲者であるサラリーマンや高齢者は、国家財政や地方財政を危機に陥れるような過大なサービスを受けてきたのでしょうか。断じて否でございます。これは、明らかに国民や高齢者をトリックにかけているのではないかとさえ思います。

法人税や所得税の最高税率は下げたまま、ゼロ金利や金融の量的緩和策により304兆円も損害を受けてきた低所得者や高齢者は、さらに定率減税を廃止され、介護保険や保険料の負担を強いられ、消費税など逆累進性を強める増税で臨む政策、まるで低所得者層や高齢者は死んでしまえと言わんばかりの高齢者を中心とする負担増や増税路線を強いる財政政策に対し、知事はどのように認識しておられるのか、お伺いいたします。

国の裁量的財政政策も我が県への影響と三位一体改革についてお伺いします。

バブル崩壊後の国の裁量的財政政策は、地方財政計画やあらゆる政策誘導を通じて貫徹されました。そのことは、特に国の裁量的財政政策に忠実だった我が県の財政を時系列的に分析すると一目瞭然です。裁量的財政政策の最も悪い形で発生をする当初予算と決算の伸びが全く逆転をする、いわゆる財政のストップ・アンド・ゴー政策が過去12年中8回も繰り返され、景気回復に何ら効果もなく、基金は枯渇し、2兆5,000億円にも財政赤字が膨らみました。

マイナス成長を続けてきた新潟県経済を分析すれば、裁量的財政政策の効果は一目瞭然です。その上、三位一体改革は国庫補助金の廃止ではなく、国の地方に対する権限は残したまま、国家財政再建に地方が協力する形で終わりました。

こうしたバブル崩壊後の裁量的財政政策の地方へ影響と三位一体改革を知事はどのように評価して考えておられるか、お聞かせ願います。

国・地方の公会計改革の実行についてお伺いします。

裁量的財政政策の長期の継続は、775兆円以上の公債残高をつくり出しました。しかし、日本の財政はいまだ単式簿記の世界であり、膨大な公債残高のストックを正確に測定する公会計システムになっておらず、公会計情報は国民に全く伝わっていません。それを知事は子供のお小遣い帳と表現されているわけで、まさにそのとおりであると思います。

財政情報を正確に国民や住民に伝えるには、公会計改革を実行し、予算編成から決算までを公開し、受託責任が検証できるように、ガバナンスとパブリック・アカウンタビリティを確立することが必要なのではないのでしょうか。

そのためには、バランスシートと行政コスト計算書の導入が必要です。その上に、予算という希少資源の配分を決定する政治的意思決定、すなわちガバナンスレベルの意思決定を直接記録会計処理する処分・蓄積勘定、すなわち損益外資産処分計算書が必要です。

さらに、マクロルール、債務残高や時間などの目標を設定し、国・地方の破綻基準も確立しなければなりません。予算編成プロセス改革と予算マネジメント改革を実行しなければ、財政健全化は不可能と思われる。

国は当然ですが、道州制が導入され、自治体外交権を持つような州がステーツとして自立していく過程が考えられ、我が県もそうした会計改革を実行する必要がありますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、財政再建団体転落はないと考えている、その数字的な根拠についてお伺いします。

平成18年度新潟県予算は、総額1兆2,119億円でマイナス4.8%でございます。歳出には泉田カラーも出ており、評価すべきものが多いのですが、この10年間で最も緊縮した財政であり、財政の厳しい現状を反映した予算でもあると判断できます。

歳入では県税収入が4.9%増にもかかわらず、依然として県債発行2,187億円と基金取り崩しで対応しております。また、歳出では、災害復旧費が55%縮減し、投資的経費も18%削減し、総額607億円を削減したにもかかわらず、公債費は1.4%増加し、総額2,521億円となり、歳出総額は1兆2,119億円となりました。

その結果、歳入歳出の収支差は422億円発生し、その財源対策は県債278億円を発行し、不足分144億円は基金取り崩しによって行っています。

こうした平成18年度予算を分析するならば、依然として県債発行と基金取り崩しによる危機的な財政運営を強いられており、我が県財政は危機的な事態から脱していないと判断できます。

しかし、知事はことしも財政再建団体は考えていないとマスコミに載っており、その数字的根拠をお聞かせ願います。

次に、財政運営計画の要調整額が422億円発生していますが、これが財政危機ではないのか、その根拠についてお伺いします。

平成18年度予算では、財政運営計画の要調整額は422億円発生しております。歳入は、県税や譲与税が好調な上、歳出では人件費や投資的経費を大幅に削減しているにもかかわらず、その収支差は財政運営計画素案よりわずか47億円しか改善していない422億円となっております。

その補てんに、事実上の赤字県債である退職債35億円、行革推進債200億円、地域再生債43億円などの実質的な赤字県債で補てんするも、なお不足額を基金取り崩しに頼っており、県債管理基金60億円、地域振興基金77億7,000万円、それでも不足の金額を家畜振興基金、産業振興貸付基金、地域福祉基金、ふるさと保全基金の取り崩しによって補てんしております。

以上のことから、基本的に依然として県債発行と基金取り崩しに頼っており、現状は油断のならない危機的な財政状況ではないのか。発行されている退職債や行革推進債、地域再生事業債は交付税などで補てんされるものではありません。実質的には赤字県債であり、こうした県債を発行せざるを得ない状況は危機であり、また特定目的基金を取り崩しており、年度間調整目的の財源対策的基金以外の特目基金を充当すること自身が危機的な事態を証明しているのではないのかと考えますので、お伺いいたします。

我が県財政への知事の認識についてお伺いします。

知事は、昨年の予算編成時、住宅ローンをアナロジーし、収入が1兆2,000億円なので、6兆円まで県債は大丈夫である。また、OECD諸国の公債残高が平均0.8なので、7兆2,000億円までが平均的な姿になると記者会見をし、内外からも財政安全宣言として受けとめられ、県庁内も混乱しました。

私も強い疑問があり、その根拠を再三質問してまいりましたが、誤っていないというだけの答弁を繰り返すのみで、全く論理的ではありませんでした。ことしもまた、財政再建団体に転落することなく財政運営ができると楽観的な記者会見をしており、同じような感想を述べております。

先日、岩手県を視察し、岩手県では財政再建団体に転落するとの危機感から、4年間で定年退職者数を大幅に上回る職員数13%を削減をする計画に取り組んでいました。また、トヨタの看板方式を導入し、

いわてマネジメントシステムに果敢に取り組んでいました。それは、財政破綻の危機が背景にあり、その克服に全庁・全県民を挙げて取り組んでいたのです。

ところが、我が県では財政危機の分析は知事にはありません。しかし、平成 18 年度予算でも、財政運営計画でも、依然として基金取り崩しと起債に頼っています。頼りの国は、平成 18 年度地方財政計画でも 11 年間連続して地方交付税法第 6 条の 3 の 2 違反を繰り返す、地方債を乱発。また、交付税特別会計借入金の返済も臨時財政対策債の発行で対処しており、まさに交付税特別会計は破綻をしているにもかかわらず、我が県は交付税や国庫負担金などの国からの移転財源に頼っています。

なぜ知事は、平成 18 年度予算編成が終わっても、赤字になって財政再建団体に転落することなく財政運営ができると同様の感想なのか、不思議です。知事のお考えは、地方財政は最終的には国が保証するものと考えているのか、または財政の危機的な現実をあおるよりも、より政治的な効果、高いレベルで判断されて、財政安全宣言の方が我が県職員や県民が努力をして頑張っようパフォーマンスが発揮でき、県政に好影響を与えようとお考えなのでしょう。そのお考えについてお聞かせ願います。

次に、財政運営計画についてお伺いします。

財政運営計画素案と財政運営計画の位置づけについてお伺いします。

知事は、平成 18 年度当初予算案を受けて、財政計画案を修正し、いわゆる改革推進パターンを修正し、発表しました。昨年 9 月の私の一般質問に、泉田知事は、「今回公表した計画はあくまでも素案であり、今定例会も含め、十分な議論をいただいた上で財政運営のあり方を的確にお示ししたものとすよう努めてまいる所存です」と答弁しております。

総務文教委員会でも質問いたしました。依然として疑問が多く、財政運営計画素案を正式な財政運営計画に修正するためには、名目経済成長率 3.6% と我が県成長率との比較、選択と集中による一般行政費 5% の削減の具体的な内容、戦略的県債の発行などなどについてはほとんど答弁はありませんでした。また、試算の趣旨について、財政運営の方向の参考、各項目に臨機応変に対応など、財政運営計画素案の位置づけが不明確でした。さらに、答弁にも「その将来試算を的確にお示しすることは困難であります」と答弁しておられ、財政運営計画素案の信頼性は全くありませんでした。

したがって、素案から計画になるときは計画案が提案され、もう一度議論をし、財政運営計画が確定するものと考えていましたが、突然平成 18 年度当初予算案などを踏まえた財政運営計画の改定が発表されました。

まず、一体いつ財政運営計画素案が財政運営計画に変わったのでしょうか。だれが議論し、だれが決定したのか、お伺いいたします。

2 点目として、なぜ平成 18 年度当初予算案などを踏まえた財政運営計画の改定は、A の改革推進パターンだけなのでしょう。他の経済停滞パターンや経済破綻パターンはなくなっていますが、どのようなお考えなのか、そのお考えについてお伺いします。

今回のように、毎回予算編成後に思いつきの修正する計画なら、計画の名に値しないのですから、やめてしまったらどうですか。知事のお考えをお聞かせ願います。

また、財政運営計画の名目成長率が 3.6% から 3.4% に修正されました。国の日本 21 世紀ビジョンの改革進展ケースから改革と展望 2005 の基本ケースに変更が理由のようですけれども、我が県の経済成長率の実態であるマイナス成長からすると異常に高いとの指摘が多く出ていました。

私が調べたところでは、本県の名目成長率と国の名目成長率は平成 15 年度以前の 5 カ年間の平均をとってみると、実に 1% を超える乖離があります。こうした本県の実態と乖離してある指標に基づく計画策定や財政運営には、慎重な対応が求められると思います。

まず、さきに公表した新潟県「夢おこし」政策プランにもこの種指標が使われておりますし、県財政の基本的な指標となる総生産額のとらえ方は、財政運営に重大なかかわりを持つものであり、次の定例会でじっくりお聞かせ願いたいと思います。

また、財政運営計画の平成 19 年度と 18 年度当初予算案との比較をしますと、県税は 452 億円増加する計画です。素案の平成 19 年度との比較でも 474 億円増加します。計画の平成 28 年度との比較では、1,853 億円も増加し、素案の平成 28 年度との比較でも 617 億円も増加します。

来年度は、経済も本格的に上昇するとの見方であるのに、県税収入はわずか 60 億円しか増加していません。それが名目経済成長率を 3.6% から 3.4% に下方修正しているのに、なぜ県税収入は 450 億円以上ふえるのか。まして平成 28 年度では約 2,000 億円の税収がふえると試算されています。幾ら三位一体改革で税源移譲があるにしても不思議です。県税収入がふえる理由をお聞かせ願いたいと思います。

また、歳出では、一般行政経費で平成 18 年度当初予算と比べ 162 億円も削減するのに、平成 19 年度の素案との比較では逆に 159 億円ふえることとなっています。平成 18 年度当初予算案では、5% の削減方針に従って努力したと考えますが、逆に 154 億円増加しているのにマイナス 162 億円、本当でしよ

うか。

また、人件費や投資的経費も、平成 18 年度当初予算との比較では 79 億円減とわずかですが、平成 19 年度計画では 483 億円の減となっており、なぜこんなに開くのか不思議です。歳出予算では、素案と計画に差が余りにも大きく、財政運営計画素案の歳入歳出計画には数字合わせの感を強くしましたが、そうした操作の結果、このような結果が出ているのではないかと思います。

どのような整理の中でこのような結果が出てくるのか、真実は一体何なのか、お伺いいたします。

また、要調整額も平成 18 年度当初予算との比較では 8 億円減、平成 19 年度計画との比較では 17 億円のわずかな削減となっています。したがって、県債発行も、基金取り崩しも、大きく変化はなく、財政運営計画は今後も起債と基金取り崩し、それも特目基金の取り崩しに頼る財政運営をとり続けることとなり、県民に安心感を与えるものとはなっていません。

これでは計画の名に値もせず、目標もなく、景気の変動による名目経済成長率の変化や公債費の増嵩や長期金利の上昇時には大変危険な財政となるわけで、知事の言われている財政再建団体転落は考えなくてもよいという状況ではないと思いますけれども、知事の御所見をお伺いいたします。

長期金利の上昇による財政破綻の危機を予測しておられるか、お伺いします。

既に、日本銀行の裁量的財政政策の解除について、金融市場では 4 月から 3 月に軸足を移し始めています。その結果、長期金利や円は急上昇を始めています。3 月 2 日のマーケットでは、10 年国債が 1.64% と昨年 の 1.6% を超えました。膨大な長期債務を抱えている国・地方財政は、ゼロ金利政策と量的緩和策による長期金利の超低金利に支えられてきました。しかし、3 月にも量的緩和が解除されれば、睡眠状態であった債券市場のムードは一変すると思われます。

当然膨大な県債を抱え、公債費の膨張が県財政を確実に圧迫している現在、放置できない問題です。知事も投資と県財政への影響はどのようになるのか考えておられると思います。具体的な数字で計算できるとは思いますが、具体的な数字で御答弁をお願いいたします。

次に、残っている 2 本の連絡橋の和解案件が出ておりますので、朱鷺メッセ連絡橋の落下事故についてお伺いします。

事故の背景調査委員会の設置についてお伺いします。

朱鷺メッセ連絡橋落下事故につきましては、事故発生から何回も質問してまいりましたが、ようやく昨年 12 月定例会で知事から大変前向きな御答弁をいただきました。ありがとうございました。

当時の港湾空港局万代島開発課は、構造計算書による安全の確認なしで計画通知し、不適切な設計図で工事を着工させ、崩落事故後、偽造された構造計算書を受け取るばかりか、お金を支払っていたことなど、県民からするととても信じられないことばかりでございます。言いかえれば、朱鷺メッセ連絡橋という凶器を計画的につくったこととなります。これ自身、刑事告発されてもよい事件であると思うし、建築行政の信頼性をゼロにしたという意味でも深刻な事件です。

また、設計と施工が同時進行しており、なぜそのような無理な工期にしなければならなかったのかなど数々の問題があり、その背景を調査する必要がありますので、私は朱鷺メッセ連絡橋落下事故背景調査委員会を提案してきたのですが、採用されませんでした。

この事件の深刻さを考えると、裁判なんかで争って時間稼ぎをしたり、責任逃れしている事態ではありません。設計ミスである技術的な説明は終わったのですから、県みずから朱鷺メッセ連絡橋の真の事故原因、なぜ構造計算書なしに計画通知したのか、なぜ設計と施工が同時進行したのかなどなどの疑問を解明するために、事故の背景を調査する背景調査委員会をつくり、調査すべきと考えますが、知事のお考えをお聞かせ願います。

次に、安全性を高めるために、補強でなく建てかえにすべきでないのか、お伺いします。

残った 2 本の連絡橋は、「70 トンフォースの強度が必要なのに、22 トンフォースしかなく、時間とともに必ず落下する。コンクリートのクリーピング破壊が始まれば、24 時間以内で落下する」というのが議会で丸山委員長証言でした。したがって、私は取りかえを要求しましたが、県は支保工を設置し、職員の巡回で対応しております。

耐震強度偽装の姉齒事件では、強度が 0.5 未満で耐震改修により対応が困難な建築物は建築基準法第 9 条によって除却命令を出すことが可能になったため、命令に先立ち、既に取り壊し作業に入っているニュースが報道されています。

朱鷺メッセ連絡橋の強度は 70 分の 22、イコール 0.314 となり、強度は基準の 0.5 以下であります。補強ではなくて取り壊すべき建築基準法第 9 条の違法建築物に当たるのではないのでしょうか。

より安全性を高めるためにも、補強ではなく全面的な取り壊しを行い、新たに建設すべきではないかと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、瑕疵修補請求をやめたことはなぜか、またなぜ裁判を取り下げないのか、お伺いします。

残った連絡橋をつくった本間組と福田組には瑕疵修補請求をしていました。和解し、瑕疵修補請求は取り下げたようです。ということは、設計ミスであり、すなわち県みずから事故原因が設計ミスであり、構造計算書がなく安全チェックをしなかった県に責任があり、施工業者には責任はないということを県みずから認めたということになると思います。

しかも、27日の大淵議員に対する知事答弁では、裁判というのは、ある種のビジネスであると言われていています。実態的に、ほとんどの案件は和解という結論になり、この場合、訴訟費用を負担することとなります。裁判を継続しても100%の勝訴は保証されないものであり、代替案があれば、あえて費用をかけてリスクをとって裁判する必要はないと考えていますと答えております。個人や企業にとって、金にかえられない人権や命や名誉のかかっている裁判を知事独自の独得の「裁判はビジネス」という先見性のあるリアリズムによる判断に敬意を表します。

朱鷺メッセ連絡橋落下事故の真の原因と責任を争っているはずの裁判ですが、知事の裁判に対する判断、認識ならば、朱鷺メッセ連絡橋落下事故を何で裁判で争っているのか不思議です。12月定例会で私に、構造計算書なしで計画通知し、朱鷺メッセ連絡橋という凶器をつくった県の責任は重大で、正直言ってあきれた。県民に申し開きのできない事象である。構造計算書の内容を確認せずに計画通知を行ったことは、建築行政を揺るがすことであり、執行する県として大いに問題があった。そもそも構造計算書を見ないで計画通知を出すという行政運営の仕方は、指弾されても仕方がないと思っています。そういう意識で行政をやっていて、県民の安心と安全が守れるわけがないと思っています。そういう体質がここだけかという疑問も禁じ得ない重大な課題であると答弁しているのですから、そうなら裁判を取り下げたらどうなのですか、お伺いします。

なぜ新潟万代島総合企画株式会社が負担をするのか、県の半分の負担との関係についてお伺いいたします。

この事件の最大の被害者は県民です。和解契約を見る限り、県も補修費用の半分を負担することになっており、県民が負担をします。しかし、報道では新潟万代島総合企画株式会社も半分負担をすることになっており、県が出資している新潟万代島総合企画株式会社が負担をすることは、やはり県民が負担することと同じことです。補修代金は、いつ、どのような方法でやりとりするのでしょうか。また、補強工事の設計はどのように発注をし、補強工事はなぜ入札をして業者を決めないのでしょうか。また、どこどこが契約を結ぶ予定なのでしょうか、お聞かせ願います。

以上で質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

【泉田裕彦知事】

佐藤浩雄議員の一般質問に順次お答えをいたします。

まず、バブル崩壊後の財政政策についてであります。

90年代の我が国の財政運営は、公共投資の発動と減税、その反動としての財政の引き締めの一連の繰り返しであったと認識いたしております。

本県においては、こうした政策に従った結果、県債残高が増加をいたしております。一方で、社会資本整備の促進という側面もありました。政府による県債の償還財源の確実な確保という約束が守られるならば、必ずしも悪い選択ではなかったと認識いたしております。

いずれにせよ、こうした財政政策への評価は、事後的に歴史により評価をされるべきものと考えております。

次に、国の財政政策が、高齢者を初めとする弱者に対して、その負担を強いているとの御指摘についてであります。

高齢者すべての人が弱者でありましょうか。必ずしもそういうことは言えない。画一的な政策はやめる必要があるのではないかと感じております。本当に支援が必要な人に、社会として優しさ、真心を届けていく、そういう改革を進めるべきであると考えております。

しかし、現在の国の改革の進め方は、弱者や地方などの実情を無視する形で、いわゆるモデルケースを設定してステレオタイプに進めているということが問題ではないかと感じております。改革を進めるに当たっては、本当に痛みを感じている人、支援が必要な人、現場を重視をする改革に変えていく必要があると認識いたしております。

次に、三位一体の改革に対する評価についてであります。

今回の改革では、基幹税による税源移譲が実現をした点、第2期改革の道筋がついた点については一

定の評価をしたいと考えております。

しかし、改革の大宗が国庫補助負担率の引き下げやスリム化によるものになった点は改革の本旨に照らして疑問を禁じ得ないところであります。

第2期改革においては、地方分権の理念のなお一層の実現のため、県内関係団体や各県知事とスクラムを組んで、全力を傾注したいと考えております。

次に、公会計財務諸表等の導入についてであります。

現在の地方財政の仕組みは、現金主義を前提にしてつくられており、真に費用対効果に見合った投資であるかなどの評価ができないと考えております。

したがいまして、企業会計的な視点に立った公会計改革を進めることが必要と認識いたしており、的確な財政情報の提供が可能となるように検討してまいりたいと考えております。

次に、財政再建団体とならない根拠や財政の現状に対する私の認識について、まとめてお答えをいたします。

今回の予算編成に当たりましては、財政運営計画素案公表後の種々の状況変化、国の制度の変化等も含めて対応しながら、財源対策的基金の取り崩し額を計画素案の中でお示しをした145億円以下に抑えることといたしております。また、県債残高につきましても、これは特に選挙が終わってから、実際に県政運営に携わるまでの間、大きな状況変化、災害がございました。災害からの復旧・復興と財政再建、どちらを優先するかといえ、私は災害からの復旧・復興を財政再建を後倒しにしても優先をしたいということは何度も申し上げてまいりました。

債務残高がふえていると、2兆5,000億円のうち3,000億円、これはキャッシュで残っているわけです。10年後、自動的に戻ってくるわけです。そういったものをどう考えるのか。また、投資的経費のうち、交付税措置がされているというものがあるわけです。そういったものを一切捨象して、県債残高だけで議論して、いたずらに不安をあおるということはいかなることかと考えております。

いずれにいたしましても、災害による県債などを除けば、私が就任する前と比較して県債残高は減少をいたしております。将来にわたって持続可能な財政運営に道筋をつけることができたものと考えております。

今後も平成18年度当初予算編成と同様に、歳入面での地元調達、産業・観光振興などによる税源涵養、歳出面での選択と集中のさらなる推進を図り、決して財政再建単体に転落をさせない的確な財政運営を継続していく所存でありまして、その根拠は今回改定いたしました財政運営計画の中でお示しをしたところでございます。

次に、財政に対する認識についてでございます。

私は、現行制度が続く限り、歳入歳出両面での不断の努力により、的確な財政運営を継続していくことは実際に可能であると考えております。よって、その旨を偽らず皆様にお伝えしていくことが重要であると認識いたしておるところでございます。

それから、もう一言つけ加えますと、県財政は国の制度と独立をして自由気ままに編成できるものではありません。国の制度の影響をそのまま受ける。歳入の方も、税制という国のコントロール下にあるということでもあります。この制度が変更すれば、財政運営の方針というのめやはり変えざるを得ないという一定の制約があるということは御認識いただきたいと思っております。

次に、財政運営計画についてお答えをいたします。

県債発行と基金取り崩しに頼るもので、安心感を与える計画でないとの御指摘がありますが、もし仮に短期的基金や資金手当債による歳入確保を歳出削減で代替するとどうなるのかということでもあります。

小さな政府を目指して効率的な県庁、県民に愛される県庁をつくっていく中で、県民の皆様へのサービスについて、なるべく満足していただけるような形で、できればよくなったと実感していただけるような形で運営していくのが筋であって、それができない中で急激に方針を転換して削減すれば県民生活を直撃する支出の削減ということになるわけです。

県民生活への直接的な影響というのは、できるだけ避けるべきであると思っており、県民の不安をあおるような結果、基金の取り崩し、それから債券の発行をやめるということは、選択としてとるべきでないと思っております。

今回改定をいたしました計画は、県民生活への直接的影響を回避しながら運営をし、中長期的に財政運営ができるという道筋をお示しをしたものでございます。県民の皆様が安心していただけるものと期待をいたしております。

次に、朱鷺メッセ連絡橋落下事故についてお答えをいたします。

まず、事故の背景調査についてであります。

構造計算書なしの計画通知については、なぜそういう事態が生じたのか、当時の関係者からの聞き取り調査により既に公表されております。立体駐車場のオープンに合わせるなどのため、適切な工事発注時期を設定せずに供用の予定時期を先に決めたことに基づいて工事の発注時期を設定したことが背景になっていると承知いたしております。

次に、瑕疵修補請求の取り下げについてであります。

今回の和解は、事故原因を設計ミスとして認めたものではございません。和解の法的効果というのは、確定判決と同様の効果を持つものです。矛盾をするから取り下げたというだけの話ということでございます。現在、係争中の施工業者に対する裁判を取り下げることは考えておりません。

【森邦雄総務部長】

お答えいたします。

財政運営計画の位置づけについてでございますが、そもそも本計画は県の財政当局が作成、公表するものであります。

しかしながら、初めて計画を公表した昨年9月定例会においては、計画のあり方や基本的な内容などにつきまして十分御議論をいただく必要があると考え、あえて素案という位置づけをいたしました。

これに対しまして、今回の改定計画は基本的なコンセプトは変更せず、政府の経済見通しや地方財政計画、県税収入の見通し、今般の三位一体改革の内容等を反映した平成18年度当初予算をもとに数値を修正したものでございます。

次に、今回は改革進展パターンだけをお示しした理由でございますが、そもそも本計画の最大の意義は、歳入歳出両面の不断の努力により、今後とも的確な財政運営をお示しするところにあり、それは改革進展パターンを公表すれば達成されるものでございます。

他の2つのパターンにつきましても、平成18年度当初予算案などの反映により計数の移動は生じますが、基本的なコンセプトは変わらないものと考えております。

次に、県税収入の伸びについてでございます。

平成19年度の大幅な伸びの主たる要因は、税源移譲の本格化に伴います所得譲与税から個人県民税所得割への振りかえ、そして定率減税の全廃によるものでございます。

そして、この伸びの影響が、毎年度の税収に乗ずる各名目経済成長率の下方修正によるマイナスの影響よりも大きいため、計画期間内の税収が従前にお示しした案に比べて大きくなると試算されるものでございます。

次に、歳出予算についてでございますが、昨年9月に公表いたしました財政運営計画素案では、今後とも持続可能な財政運営を行っていくために必要な歳出の調整規模を仮に一般財源比率の高い一般行政経費のみで対応するとすると、事業費ベースで200億円程度としていたところでございます。

しかしながら、計画素案公表後、地方交付税の削減などにより、歳入確保の見通しがさらに厳しくなったことから、実際の予算編成におきましては、一般行政経費以外の経費も含め、歳出全体についてバランスを考慮しながら調整を図りました。その際の調整対象経費として、一般行政経費よりも一般財源の額に比して事業費が大きい経費もあったため、実際の予算規模が計画素案に比べて大きく減少したものでございます。

次に、長期金利上昇の県財政に対する影響についてでございますが、長期金利の上昇は公債費の増嵩を招くため、県財政にとってマイナスの影響を与えることは御指摘のとおりでございます。

しかしながら、長期金利の上昇局面では、概して名目経済成長比率も上昇していると考えられ、その場合には税収も増加いたします。したがって、両者の関係次第では、県財政は好転することも悪化することもあり得ることから、必ずしも御指摘のような放置できない問題になるとは考えておりません。

同様に、投資事業への影響につきましても、一概に論ずることはできないものと考えております。

以上でございます。

【内山克彦港湾空港局長】

入り江側・アトリウム前連絡デッキの補強についてですが、斜材ロッド定着部の破壊耐力は65トン

フォースと、必要耐力 70 トンフォースの 9 割以上あり、また平成 16 年度に専門家から成る朱鷺メッセ連絡デッキ補強検討委員会を設置し、実物実験を踏まえた検討を行ったところ、耐震性については地震による水平力を主に負担する床版や橋脚において、地震時に必要とされる安全度が 1.0 を超え、大規模地震に対しても安全であるとの判断をいただいております。

同委員会からは、斜材ロッド定着部については、上方向からの荷重に対して長期耐力が不足しているものの、補強により建築基準法を満たす十分な安全性を確保できるとの判断をいただいております、さらに費用の面からも補強することとしたものであります。

次に、補強工事費の負担等についてであります。補強工事費は、県と施工業者がそれぞれ 2 分の 1 に相当する額を負担することとしておりますが、県から支出する額については、新潟万代島総合企画株式会社から負担するという意向が示されていることから、補強工事費が確定次第、新潟万代島総合企画株式会社から受け入れ、施工業者に支払うこととしております。

なお、設計を含め、補強工事については、県が瑕疵修補請求を撤回することを条件に、施工業者がみずから実施するものであります。

【佐藤浩雄議員】

まず最初に、朱鷺メッセ連絡橋落下事故の関係についてお伺いします。

朱鷺メッセ連絡橋落下事故背景調査委員会のことですが、この構造計算がなかったというのは、今の御答弁ですと立体駐車場の供用開始時期を先に決めてやったためにそういうことになったという御答弁ですが、それだけではちょっと理解できないのです。

御存じのとおり、今までのいろんなやりとりの中で、まずスタッフが 6 人であった、しかも事故調査委員会からでは構造計算書が読めない、そういうことが指摘をされているわけです。何と言おうと、建築基準法には構造計算書はちゃんと必須の書類であり、必ずそれは点検をしなければならないにもかかわらず、読めない人たちを配置をしておいていいなんていうことにはならないと思うのです。

したがって、そういう構造計算書をしっかりとチェックできるような体制をつくらなければならないのに、なぜそういう体制になったのか。

また、設計、施工を同時進行したというのは、そういうことばかりなのか。少なくとも、構造計算書がなくて設計と施工を同時進行させるなんていうことは、私らが考えていても非常識だと思うのだけれども、まして建築の専門家たちはそういうことを平気でやるのでしょうか。

あるいは、偽造された構造計算書を受け取って、また支払っているなんていうのは、私ら素人から見たってどう考えてもおかしいことがいっぱいあるのです。事故の真の原因をやっぱりしっかりと解明をして、二度と再びこの種の事故を起こさせない。もう一つ、多分やっている人たちというかな、土木部の営繕課から支援を断っているわけですが、わざわざ、そういういろんなことを考えると、この体制は単純にできたのではないです、どう考えても、極端に言えば作画的につくられたと思われる。そういう意味からしても、背景調査というのはやっぱりしっかりとやらなければならない。私は、ぜひそういった点をお伺いしたいと思っております。もう一度お願いします。

それから、2 本の連絡橋の耐震強度ですが、我々が聞いているのは 70 分の 22 だけですが、いろいろそういう技術的なことはあるのかもしれませんが、しかし、少なくともそういうもので疑問を持たれないようにするためには、しっかりとした内容の検討が必要だと思っておりますので、この点についてはもっとさらに詳しい解明をひとつお願いしたいと思っております。

それから、残った 2 本の瑕疵修補請求とその裁判の問題ですが、耐震偽装の姉歯事件からこれだけ大きな社会問題になっていて、国民の目も非常に厳しくなっていると思うのです。したがって、姉歯事件からの影響は、裁判に対して避けられないと思っております。

しかも、県は構造精算書がなく、安全チェックをしていなかったという、安全チェックをせず計画通知をしたという、形式さえも整えていないわけですから、致命的な失敗があるわけです。こういう致命的な失敗を持っていながら、しかも建築行政に対する世間の目というか、国民の目、あるいはいろんなところからの非常に厳しい目からすれば、私の常識では裁判は負けると思うのです。そういう負ける裁判を続行する意味は私はないと思うのです。

それならば、知事がわざわざ裁判はビジネス、100%勝訴は保証されないものという、そういう先見の判断だったら取り下げて、むだなエネルギーを費やす必要はないのではないかと。むしろもう一度信頼性、県の建築行政は県民から信頼を得るものとして、裁判に預けるのではなくて、県みずからこの解

明をして、そして行政をしっかりやり直すと、そういう意味からしても、司法の手にそれをゆだねるべきでないとは逆に思うのです。

そういう意味で、司法の判断を待つものではなくて、県行政の手でみずから回復すること、みずから信頼を回復することがむしろ県民にとっては新鮮で、行政に自浄能力があることを示して、建築行政ばかりでなく、県全体の信頼性を回復することに私はつながると思うのです。そういった点をやるのが私は合理的な判断だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。もう一度御答弁をお願いします。

それから、財政問題ですが、財政問題は知事の言われることもよくわかります。これからほとんど残っていますので、議論をさらに深めたいと思いますが.....

【長津光三郎副議長】

佐藤浩雄君、時間が超過しておりますので、結論を急いでください。

【佐藤浩雄議員】

はい。

先ほど言ったとおりですが、財政の所得再配分機能が完全に最近はおかしくなっていると思うのです。それをもう一度回復する意味でも、そういった行政的な裁量的な財政政策をやめ、財政の配分機能を回復するようなやり方をすべきだと思いますが、もう一度知事の御答弁をお願いします。

以上です。

【泉田裕彦知事】

再質問についてお答えをいたします。

まず、朱鷺メッセ連絡橋落下事故の背景調査委員会の件についてでございますが、適切な工事発注時期を設定せずに供用予定時期から工事発注時期を設定したこと、これが背景だと認識いたしておりますし、公表もされております。

それ以外に、今議員が言われたことは、行政としての責任をどうこうということなのかなど。何を背景として調査してほしいのか。あえてしんしゃくをすると、背景ではなくて行政の責任を追及しろということを言われているのか、質問の意図がよくわかりませんでした。背景としては適切な工事発注時期を設定せずに供用予定開始時期から工事発注時期を設定したということだと承知をいたしております。

次に、裁判の取り下げも御意見だったかなと思ったのですが、さまざまな御意見をちょうだいしながら、県政運営に努めてまいりたいと思います。

財政についてお答えをいたします。

佐藤浩雄議員の御意見、拝聴させていただきました。よく御意見も踏まえながら、財政運営に努めてまいりたいと、このように考えております。

【内山克彦港湾空港局長】

デッキの耐震性についての問題でございますが、デッキの場合については保有水平耐力に基づく耐震強度という考え方ではなくて、デッキのような構造物につきましても、部材各部の断面設計の安全性を検討することとされております。したがって、地震による荷重に対して断面耐力が1.0を超えて安

全であるかどうかということを確認して行っております。

また、議員の御指摘の 22 トンフォースについてでございますが、長期耐力を考える場合に当たりましては、材料強度の 3 分の 1 というふうに小さく設定された耐力に対するその安全性ということで、65 割る 3 で約 22 ということでございます。

以上でございます。

【佐藤浩雄議員】

御答弁ありがとうございました。

朱鷺メッセの関連ですが、責任と背景という話を知事はおやりになりましたが、私は責任を言っているのではないのです。まず、事実関係がどう考えても不自然というか、不可解というか、そういうものがたくさんあるわけです。

先ほども申し上げましたが、体制をつくるに当たって、例えば土木部営繕課という専門集団がいる。そういう人たちの支援の申し出があったそうですけれども、断っている、あるいは例えば構造計算書を読めないお粗末な体制をつくる、あるいは例えば構造計算書がなく安全チェック、形式が整っていないのに、供用開始時期が決まっているから形式を整えなくてもいいのですか。

そういうことは、私ら素人からすれば専門家の行政にはあり得ないことだと思うのです。なぜあったのか。そこに重大な疑問があるわけで、そういう体制づくりを、少なくとも人事をしたときにいろんな検討をされたはずです。しかも、体制をつくるときには当然、計画通知制度が前提で、極端に言えば発注者でも施工者でも計画通知者であり、要するにすべての決定を県が 1 人でできるという体制のもとでできるのですから、逆に言えばその責任は重大なわけで、相当慎重な人的体制をつくらねばならないはずだったのです。

ところが、逆になっているでしょう、どう考えても。そういうことからすれば、私はやっぱり事故背景調査委員会というものをつくって、ちゃんと中身をチェックしてもらおうということは、大事な大事なことです、県民にとっては。ぜひやっていただきたいと、こう思うのです。したがって、もう一度御答弁をお願いします。

落下したデッキの裁判ですが、先ほど申し上げたとおり、知事の 12 月定例会の答弁もありますし、それから姉齒事件により環境がどんどん厳しくなっている。もう一つは、先ほども申し上げましたが、県の責任をみずから解明するには司法の判断を仰ぐべきではなくて、むしろこの判断を自分自身にして行政は自浄能力があるのだ、こうやって立て直すのだという決意を示す意味でも、逆に県民に信頼性を得る行政をするという意味でも、私は他人にゆだねるのではなくてみずからやった方がいいのではないかと、そういう判断のもとで裁判を継続するよりも、ちゃんとみずから判断する選択をした方がいいのではないかと提案しているわけです。その点、もう一度御答弁をお願いします。

以上です。

【泉田裕彦知事】

連絡橋デッキ崩落の背景については、今、議員御指摘のように、私が聞いてもおかしい。一体どういう体制でこれを設計すると、夜中にだれもいないところで突然落下するなどということが起きるのか。あり得ないことが起こったから、連絡橋デッキが落ちたのではないかとということだと思います。どうしてそういうことになったのか。背景は、期限を先に設定して、その期限に合わせて早急につくったからということなのではないのでしょうか。

裁判をどうするかという点ですが、今の佐藤浩雄議員のお話を聞いておりますと、普通考えると、私が思うに、全く手を加えないで落ちるとするのは、設計をした人が、つくった人がミスをしたからということなのだろうと思います。設計した人とつくった人を不真正連帯債務として訴えるのをなぜ取り下げたのか。もし佐藤浩雄議員が契約をしてうちをつくってもらいましたと、そして朝行ったらつぶれていましたというときに、つくった人と設計した人への裁判を取り下げて区役所に裁判起こせと言う人がいますか。市役所に裁判起こせと言う人がいますか。それでは、今非難を浴びている某マンション会社

の社長みたいではないかと。そうではなくて、やはり基本的に一義的な責任は設計した人が、つくった人に責任があると、私はそういうふうに考えて裁判を遂行すべきであると考えております。